平成２５年（フ）第１０５１８号
千葉県市川市新井３丁目23番20―502
破産者　辻　八重子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３３号
東京都江戸川区西葛西７丁目21―８―602
破産者　阿部　正博
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３４号
東京都江戸川区西葛西７丁目21―８―602
破産者　阿部佐和恵
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９０２号
東京都武蔵野市西久保３丁目26―７
破産者　平澤幸一郎
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３７号
東京都足立区足立４丁目16―15―306
破産者　中村　匡寿
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３８号
東京都杉並区和田１丁目48―10―214
破産者　高木　　司
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９４４号
東京都三鷹市中原４丁目３―３―209
破産者　川田奈々子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９６２号
東京都杉並区高円寺北２丁目22―15
破産者　菅井　晶子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４６号
東京都羽村市小作台３丁目６―６―101
破産者　金子　周平
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７４号
北海道釧路郡釧路町若葉１丁目４番
破産者　有限会社新川車輌センター
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８５０号
愛知県西尾市緑町３丁目28番地
破産者　有限会社エスエスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５６号
東京都世田谷区駒沢２丁目18―10―106
破産者　太田　喜久
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５０５号
東京都新宿区西早稲田２丁目３番18号
破産者　株式会社アバコブライダルホール
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１５２号
神奈川県藤沢市大庭5224―６、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸２番４号
破産者　株式会社創研
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７８５号
横浜市神奈川区西神奈川１―６―１
破産者　アイシーシー株式会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４１号
横浜市青葉区成合町442番２
破産者　多摩川重機株式会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７５号
神奈川県平塚市高根15番地３
破産者　株式会社エース・セミナー
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１４１号
大阪市都島区中野町３丁目６番１号
破産者　谷田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６４号
大阪市西淀川区大野１丁目12番９号
破産者　大阪タイヤ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４０号
大阪府豊中市宝山町22番50号
破産者　株式会社ナカツ
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６５号
大阪府豊中市千成町２丁目７番11号
破産者　有限会社おうみどう
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１２号
大阪市北区梅田１丁目13番13号
破産者　株式会社阪神尚美堂
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３１号
大阪市西区江戸堀１丁目10番１号
破産者　株式会社イン・タイム
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部